

ユニット型施設入所 重要事項説明書

社会福祉法人広和会

特別養護老人ホームふじ野園

1 施設経営法人

法 人 名	社会福祉法人 広和会
法人所在地	宮崎市宮崎駅東三丁目9番10
電 話 番 号	0985-27-6262
代表者氏名	野崎 勝宏 (のざき かつひろ)
設立年月日	平成22年4月1日

2 施設の概要

施 設 の 種 類	指定介護老人福祉施設（平成23年8月1日指定）
施 設 の 目 的	介護保険の趣旨に従い、契約者に対し可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の支援、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行うことにより、契約者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助します。
施 設 の 名 称	特別養護老人ホームふじ野園（ユニット型個室）
施 設 の 所 在 地	宮崎市宮崎駅東三丁目9番10
敷 地 面 積	3,255.12㎡
建 物 の 構 造	鉄骨造陸屋根4階建て
延 床 面 積	6,657.96㎡
電 話 番 号	0985-27-6262
施 設 長 名	今田 雅人 (いまだ まさと)
施 設 の 運 営 方 針	契約者の人権と人格の尊重を基本に、一人ひとりのニーズに応じたケアプランを策定し、より質の高い多様なサービスを提供することにより、契約者が安らぎと潤いのある生活を営むことができるよう努めます。
開 設 年 月 日	平成23年8月1日
入 所 定 員	60名（50名：入所、10名：短期入所）

3 併設事業

事業名	指定日	事業者番号	備考
短期入所生活介護事業	平成23年8月1日	宮崎県第4570105900号	定員10名
地域密着型介護老人福祉施設	平成23年8月1日	宮崎市第4590100626号	定員22名
通所介護事業	平成23年8月1日	宮崎県第4570105876号	定員35名
認知症対応型共同生活介護	平成23年8月1日	宮崎市第4590100618号	定員18名
居宅介護支援事業	平成23年8月1日	宮崎県第4570105892号	

4 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備 考
居室（全室個室）	60室	ユニット数・・・6（1ユニット10室、1ユニットはショート専用）
食堂（共同生活室）	6室	各ユニットに設置
洗面設備	66箇所	各居室、各共同生活室に設置
トイレ	24室	1ユニットに4箇所設置
浴室	6室	6ユニットに設置、一般浴及びリフト浴
浴室（特浴）	1室	特殊浴槽
機能訓練室	1室	
医務室	1室	

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、ユニット型介護老人福祉施設、ユニット型短期入所生活介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

※ 居室の変更：契約者の心身の状況等により居室を変更させていただくことがあります。その際には、契約者や身元引受人等に変更の理由を説明させていただきます。

5 職員の配置状況

(1) 主な職員の配置状況

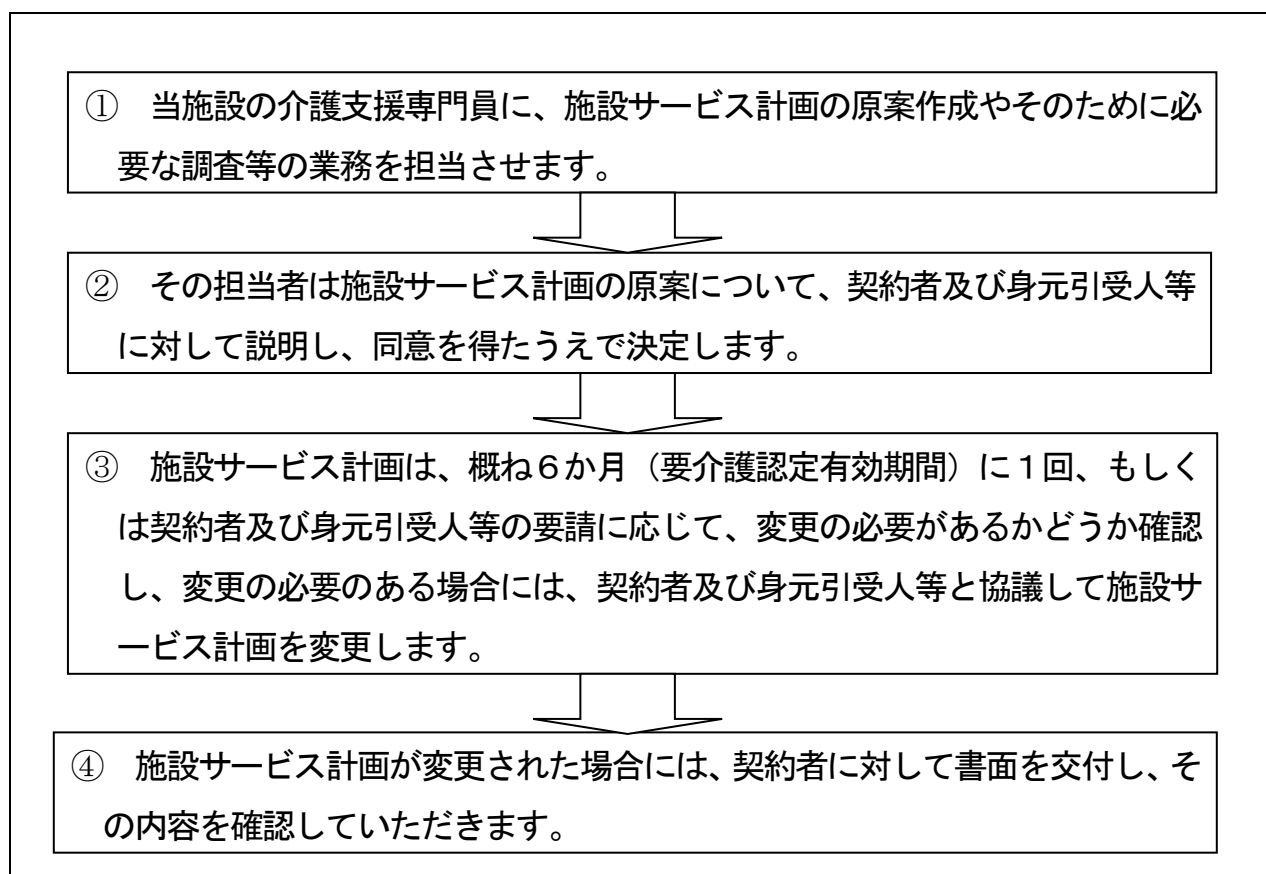
職 種	常勤換算	基準人員	勤務時間等
施 設 長	1 名	1 名	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
生 活 相 談 員	1 名以上	1 名	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
介護支援専門員	1 名以上	1 名	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
介 護 職 員	2 0 名以上	2 0 名	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 早出 3 交代制 遅出 3 交代制 夜勤 1 7 : 0 0 ~ 9 : 3 0
看 護 職 員	2 名以上	2 名	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 早出 3 交代制 遅出 3 交代制
機能訓練指導員	1 名以上	1 名	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
管 理 栄 養 士	1 名以上	1 名	日勤 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0
医 師	嘱託医 (のぎきクリニック)		毎週 月、火、水、金 (1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0)

常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を、当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週 4 0 時間）で除した数です。

(2) 配置職員の業務内容

生 活 相 談 員	契約者の日常生活上の相談に応じ、必要な支援を行います。
介 護 職 員	契約者の日常生活上の介護及び健康保持のための相談・助言等を行います。
看 護 職 員	主に契約者の健康管理と療養上の支援を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。
機能訓練指導員	契約者の機能訓練を担当します。
介護支援専門員	契約者の施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
医 師	契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

6 契約締結からサービス提供までの流れ（契約書第2条関係）



7 当施設が提供するサービスと利用料金

（1）当施設が提供する基準介護サービスと利用料金（契約書第3条、第4条関係）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き利用者負担は保険給付部分の自己負担割合に応じた額となります。

居 室	○ 全室個室でご提供させていただきます。
食 事	○ 管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。 ○ 契約者の自立支援のため離床して各ユニットラウンジにて食事を摂っていただくことを原則としています。 《食事時間》 朝食 午前8時から、昼食 午前12時から、夕食 午後6時から
入 浴	○ 入浴又は清拭を週2回以上行います。 ○ 体調が悪く入浴できない場合等は、必要に応じて清拭を行います。 ○ 寝たきりでも特殊浴槽を使用して入浴することができます。

排 泄	○ それぞれの契約者の方に応じた排泄介助を行います。 ○ 排泄の自立を促すため、契約者の身体機能を最大限に活用した援助を行います。
機能訓練	○ 契約者の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
健康管理	○ 嘱託医師や看護職員が健康管理を行います。
そ の 他 の 自 立 支 援	○ 寝たきりを防止するため、できるだけ離床に努めます。 ○ 整容や朝・夕の更衣に留意し、快適でメリハリのある生活の支援に努めます。 ○ 年間をとおして各種の行事や園外活動、クラブ活動等を行い、生活の活性化に努めます。

※ 上記の基準介護サービスの1日当りの利用料金及び、介護報酬とは別に定める個人負担の料金は別紙のとおりです。

(2) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条関係）

料金・費用は、1か月毎に計算して請求しますので、請求書発送後2か月以内に以下の方法でお支払いください。（1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

- | |
|--|
| ア 金融機関からの自動引き落とし（宮崎銀行、太陽銀行、郵便局他各金融機関）
イ 金融機関口座へ振り込み（宮崎銀行大淀支店 普通預金）
ウ 窓口での現金払い（日、祝日を除く9：00～17：00の間） |
|--|

※ 支払い事務の安全性、効率性を図るため、お支払いは原則として口座からの自動引き落としとしてお願いします。なお、銀行振り込みに際しての手数料はご利用者の負担でお願いします。

(3) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、契約者のご希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療治療・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

医療機関名	所在地	診療科	T E L
のぎクリニック	宮崎市宮崎駅東3-9-13	内科、整形外科、リハ科	61-7751
野崎病院	宮崎市大字恒久5567	精神科、心療内科、内科、放射線科、歯科	51-3111
野崎東病院	宮崎市村角町高尊2105	内科、整形外科、消化器内科、泌尿器科	28-8555

8 サービス提供における事業者の義務（契約書第7条、8条関係）

当施設は、契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財物の安全確保及び健康管理に配慮します。
- ② 契約者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ③ 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに契約者又はその身元引受人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。ただし、契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ④ 事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するにあたって知り得た契約者又は身元引受人等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。

（守秘義務）

但し、契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に契約者の心身等の情報を提供します。

9 施設利用の留意事項

当施設の利用にあたっては、施設に入所されている契約者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

持ち込みの制限	○ 入所にあたり、日常生活用品、衣類以外は原則として持ち込めません。ただし、事業所との協議によってこの限りではありません。
面会	○ 面会は随時できますが、できるだけ午前7時から午後9時までの間にお願いします。 ○ 面会の際は、その都度職員にその旨お知らせください。 ○ 食べ物を持ち込まれる時は、必ずその旨を職員にお知らせください。 なお、原則として生ものの持込はご遠慮ください。

外出・外泊	○ 外出・外泊はいつでも自由にできますが、事前に必ず申し出てください。 ○ 外出・外泊に伴い食事が不要な場合は、前日までに申し出てください。 ○ 前日までに申し出があった場合、食費はいただきません。ただし、3食のうち1食でもお召し上がりになった場合には、1日分の食費をご負担いただきます。
施設・設備の使用上の注意（契約書第9条関係）	○ 居室及び共同施設、敷地をその本来の用途に従って利用してください。 ○ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設・設備を壊したり、汚したりした場合には、契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。 ○ 契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、契約者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができます。ただし、その場合、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。 ○ 当施設の職員や他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。
喫煙	○ 施設建物内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

10 損害賠償について（契約書第10条、11条関係）

当施設において、事業者の責任により契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生については、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11 事故発生時の対応

- (1) 契約者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村・当該契約者の身元引受人等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします
- (2) 契約者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が

発生した場合は、誠意を持って対応し、損害賠償を行うものとします。ただし、本施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではありません。

1 2 施設を退所いただく場合（契約の終了について）（契約書第 1 3 条関係）

（1）契約終了の事由

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のように事情がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮に下記のような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、契約者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により契約者の心身の状況が自立、又は要支援と判定された場合
また、要介護 3 以上の者が、要介護 1 又は要介護 2 となった場合
 - 1) 契約者の心身の状況
 - 2) 在宅生活における状況
 - 3) 家族の状況及び在宅生活の可能性
 にかかる判定基準に該当しない場合は、契約者に退所していただくことになります。
- ② 事業者が解散した場合、破産した場合、又はやむをえない事由によりホームを閉鎖した場合
- ③ 火災、地震等により施設が崩壊し、サービスの提供が不可能になった場合
- ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- ⑤ 契約者から退所の申出があった場合（詳細は下記（2）をご参照下さい。）
- ⑥ 事業者から退所の申出を行った場合（詳細は下記（3）をご参照下さい。）

（2）契約者からの利用解除の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第 1 4 条、1 5 条関係）

契約の有効期間であっても、契約者から当事業所からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書を提出ください。ただし、以下の場合には、即時契約を解約・解除し、施設を退所することができます。なお、契約の途中で解約する場合、キャンセル料は必要ありません。

- ① 介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合
- ② 契約者が入院された場合
- ③ 事業者又は従業者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者又は従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者又は従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(3) 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第16条関係）

以下の事項に該当する場合は、当施設から退所していただくことがあります。

- ① 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の申告を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 契約者による、サービスの利用料金の支払いが6か月以上遅延し、催告にもかかわらずなお30日間以内に支払われない場合
- ③ 契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は従業者もしくは他の契約等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うこと等によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 契約者が連続して3か月を超えて病院、又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 契約者が在宅復帰した場合もしくは介護老人保健施設に入所した場合

13 入院の場合の取り扱いについて（契約書第18条関係）

(1) 契約者が入院された場合の取り扱い

《① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合》

6日以内（入院した日及び退院した日は含まない）に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。ただし、この場合入院期間中であっても、1日当たりの自己負担分をいただきます。（食費は不要です。）1月6日を限度とします。

《② 7日間以上3か月以内の入院の場合》

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。ただし、入院時に予定されていた退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

《③ 3か月以内の退院が見込まれない場合》

3か月以内の退院が見込まれない場合には、原則として契約を解除します。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

(2) 契約者が入院中のベッドの活用

契約者が入院をされた場合、必要がある場合については、契約者のベッドを契約者の同意を得て短期入所生活介護に活用させていただくことがあります。この場合には上記(1)の①の利用料の負担は必要ありません。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第17条関係）

本契約が終了し、契約者が施設を退所する場合には、契約者の希望により、事業者は契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は他の介護老人福祉施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

14 居室の明け渡し—清算—について（契約書第19条関係）

- 契約者は、第13条により契約が終了した場合は、すでに実施されたサービスに対する利用料金の支払い義務、及び第9条第3項（現状回復の義務）その他の条項に基づく義務を履行したうえで居室を明け渡すものとします。

15 残置物の引き取りについて（契約書第20条関係）

- 契約者が退所された場合において、当施設に残された契約者の所持品（残置物）を契約者自身が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」を定めていただきます。
- 当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます、

なお、この場合の引渡しに係る費用については、契約者又は残置物引取人に負担いただきます。

16 一時外泊の取り扱いについて（契約書第21条関係）

契約者が一時外泊された場合の利用料金等の取り扱いは下記のとおりです。

外泊初日及び帰園日	○ 通常の利用料及び食費を負担いただきます。
上記を除く外泊	○ 外泊の翌日から6日間に限り1日当りの自己負担分をいただきます。ただし、食費は不要です。 なお、外泊7日目以降は利用料の支払いは不要です。

17 苦情の受付について（契約書第22条関係）

社会福祉法第82条の規定により、当事業所の提供するサービスについての契約書の方からの苦情に適切に対応するため、以下のような体制を整備しています。

（1）苦情解決責任者等

担 当	氏 名	所属・役職等	TEL
苦 情 解 決 責 任 者	今田 雅人	特別養護老人ホームふじ野園施設長	27-6262
苦情解決受付担当者	林 卓也	〃 相談科科长	27-6262
第 三 者 委 員	長田 一郎	宮崎市民生委員児童委員	25-5221
	黒木 國益	保護司・広和会評議員	25-4088

（2）苦情解決の方法

① 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

② 苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対し、報告を受けた旨を通知します。

③ 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の立会いによる話し合いを求めることができます。

なお、第三者委員の立会いによる話し合いは、次によります。

ア 第三者委員による苦情内容の確認

イ 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ 話し合いの結果や改善事項等の確認

④ 宮崎県福祉サービス運営適正委員会、国民健康保険団体連合会、市町村の紹介

本事業者で解決できない苦情は、宮崎県社会福祉協議会に設置されている宮崎県福祉サービス運営適正化委員会や国民健康保険団体連合会、市町村などに申し立てることができます。

《苦情受付機関》

機 関 名	所 在 地	電話番号
宮崎市役所福祉部介護保険課	宮崎市橘通西 1 - 1 - 1	2 1 - 1 7 7 7
宮崎県福祉サービス運営適正化委員会	宮崎市原町 2-22	6 0 - 0 8 2 2
宮崎県国民健康保険団体連合会	宮崎市下原町 231-1	3 5 - 5 1 1 1

18 サービスの第三者評価の実施状況

【実施の有無】	実施無し
---------	------

令和 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護老人福祉施設 ユニット型特別養護老人ホームふじ野園

説明者職名 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所 千

契約者氏名 印

利用契約書第23条の規定により代理権を行使します

身元引受人住所 千

身元引受人氏名 印 (続柄)

この重要事項説明書は、宮崎市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例第49号（平成24年12月26日）の規定に基づき、契約者又は身元引受人等への重要説明のために作成したものです。